

公立大学法人青森公立大学学長選考規程 新旧対照表

改正後 新	改正前 旧
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(学長選考の方法)</p> <p>第4条 選考会議は、学内外から学長として適任と思われる者（以下「学長候補者」という。）を選考会議委員に単記無記名投票により推薦を求めるものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、選考会議は、選考会議委員以外の者に学長候補者の推薦を求めるものとする。</p> <p>3 前項の推薦は、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号）の適用を受ける教員職員及び事務職員（主査以上の職位にある者に限る。）3名以上の推薦者が、被推薦者の同意をもって行うものとする。</p> <p>4 第1項において推薦され、学長候補者となることに同意した者は経歴、業務実績等の書類を提出するものとする。</p> <p>5 第2項の推薦は、被推薦者の経歴、業務実績等の書類を添えて行うものとする。</p> <p>6 第3項の推薦者は、同時に2名以上の学長候補者の推薦者になることができない。</p> <p>7 選考会議は、第3項又は第4項により同意した学長候補者の中から、学長として最も適任であると認められる者（以下「学長適任者」という。）として1名の者を選考する。</p> <p>8 前項の選考に当たって、選考会議各委員の判断の参考に資するため、次条の定めるところにより意見聴取を行う。</p> <p>9 選考会議は、前項の意見聴取を行うに当たっては、学長候補者の所信発表の機会を設けるとともに経歴等を公開するものとする。</p> <p>10 選考会議は、学長適任者と面談して所信をただし、受諾の意思を確認する。</p> <p>(意見聴取)</p> <p>第5条 前条第8項に規定する意見聴取は、経営審議会及び教育研究審議会から行うものとする。</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(学長選考の方法)</p> <p>第4条 選考会議は、学内外から学長として適任と思われる者（以下「学長候補者」という。）を選考会議委員に単記無記名投票により推薦を求めるものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、選考会議は、選考会議委員以外の者に学長候補者の推薦を求めることができる。</p> <p>3 前項の推薦は、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号）の適用を受ける教員職員及び事務職員（主査以上の職位にある者に限る。）3名以上の推薦者が、被推薦者の同意をもって行うものとする。</p> <p>4 第1項において推薦され、学長候補者となることに同意した者は経歴、業務実績等の書類を提出するものとする。</p> <p>5 第2項の推薦は、被推薦者の経歴、業務実績等の書類を添えて行うものとする。</p> <p>6 第3項の推薦者は、同時に2名以上の学長候補者の推薦者になることができない。</p> <p>7 選考会議は、第3項又は第4項により同意した学長候補者の中から、学長として最も適任であると認められる者（以下「学長適任者」という。）として1名の者を選考する。</p> <p>8 前項の選考に当たって、選考会議各委員の判断の参考に資するため、次条の定めるところにより意見聴取を行う。</p> <p>9 選考会議は、前項の意見聴取を行うに当たっては、学長候補者の所信発表の機会を設けるとともに経歴等を公開するものとする。</p> <p>10 選考会議は、学長適任者と面談して所信をただし、受諾の意思を確認する。</p> <p>(意見聴取)</p> <p>第5条 前条第8項に規定する意見聴取は、経営審議会及び教育研究審議会から行うものとする。</p>

<p>2 前項の規定にかかわらず、選考会議が必要と認められた場合は、経営審議会及び教育研究審議会以外からも意見聴取を行うことができる。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(学長の任期)</p> <p>第7条 学長の任期は、4年とする。</p> <p>2 学長は、<u>1回に限り</u>再任されることができる。</p> <p>3 前項の規定により再任された場合の学長の任期は、4年とする。</p> <p>4 任期の途中で学長が退任した場合において、新たに任命された学長の任期は、第1項の規定にかかわらず、任命された日から起算して3年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。</p> <p>5 定款第14条第2項に定める副理事長の任期は、この規程による学長の任期によるものとする。</p> <p>第8条～第10条 (略)</p>	<p>(新設)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第6条 (略)</p> <p>(学長の任期)</p> <p>第7条 学長の任期は、4年とする。</p> <p>2 学長は、_____再任されることができる。</p> <p>(新設)</p> <hr/> <p>3 任期の途中で学長が退任した場合において、新たに任命された学長の任期は、第1項の規定にかかわらず、任命された日から起算して3年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。</p> <p>4 定款第14条第2項に定める副理事長の任期は、この規程による学長の任期によるものとする。</p> <p>第8条～第10条 (略)</p>
--	--